

## 平成22年12月秋田市議会定例会提出予定案件

	件名	説明									
	<b>「 条 例 案 」 7 件</b>										
1	秋田市部設置条例の一部を改正する件	<p>○改正理由            企画調整部、財政部および地域振興部を廃止し、企画財政部および子ども未来部を新設するとともに、総務部および市民生活部の所管業務を再編するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 企画調整部および財政部を廃止し、企画財政部を新設するとともに、その所管業務を定める。</li> <li>2 地域振興部の廃止に伴い、規定を削る。</li> <li>3 子ども未来部を新設し、その所管業務を定める。</li> <li>4 総務部の所管業務に契約に関することおよび財産管理に関することを加える。</li> <li>5 市民生活部の所管業務から交通安全に関することを削るとともに、地域振興に関すること等を加える。</li> <li>6 市民生活部の所管業務から支所および市民センターに関することを削る（平成23年5月16日から）。</li> </ol> <p>○施行期日 平成23年4月1日から。ただし、一部の規定は同年5月16日から</p>									
2	秋田市職員定数条例の一部を改正する件	<p>○改正理由            職員の定数および定数外の職員の範囲を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の定数を次表のとおり改める。</li> </ol> <table border="1" data-bbox="277 1906 1366 2036"> <thead> <tr> <th data-bbox="277 1906 831 1948">区 分</th> <th data-bbox="831 1906 1088 1948">改正案</th> <th data-bbox="1088 1906 1366 1948">現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="277 1948 831 1993">一般の職員</td> <td data-bbox="831 1948 1088 1993">1,629人</td> <td data-bbox="1088 1948 1366 1993">1,833人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1993 831 2036">秋田公立美術工芸短期大学の職員</td> <td data-bbox="831 1993 1088 2036">47人</td> <td data-bbox="1088 1993 1366 2036">50人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	改正案	現 行	一般の職員	1,629人	1,833人	秋田公立美術工芸短期大学の職員	47人	50人
区 分	改正案	現 行									
一般の職員	1,629人	1,833人									
秋田公立美術工芸短期大学の職員	47人	50人									

上下水道局の職員	218人	276人
議会事務局の職員	20人	21人
選挙管理委員会事務局の職員	7人	9人
監査委員事務局の職員	9人	10人
農業委員会事務局の職員	14人	19人
教育委員会事務局および教育委員会 が所管する教育機関の職員	461人	546人

- 2 定数外の職員として、他の地方公共団体へ派遣された職員等および任期付職員の補充を受けた育児休業をしている職員を加える。
- 3 その他規定を整備する。
- 施行期日 平成23年1月1日から
- 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する件
- 改正理由  
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員に支給する給与の支給割合を改めるため、改正しようとするもの
- 改正要旨
- 1 一般の派遣職員の派遣期間中の給与の支給割合を、100分の70未満に設定することができることとする。
- 2 企業職員等である派遣職員に、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき等は、その派遣期間中の給与を支給することとする。
- 施行期日 平成23年1月1日から。施行日において現に派遣されている職員に対する段階的な経過措置を規定する。
- 4 秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件
- 改正理由  
旅行命令を変更された場合等の旅費の支給方法について定めるため、改正しようとするもの
- 改正要旨
- 1 旅行の出発前に旅行命令を変更された場合等において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、その者の損失となった金額を旅費として支給することができることとする。

5 秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する件

2 旅行中において、交通機関の事故等により旅費を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支給することができることとする。

3 その他規定を整備する。

○施行期日 平成23年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

○改正理由

北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンターおよび雄和市民サービスセンター（以下「各センター」という。）を設置し、その使用料等について定めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

1 各センター等の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	土崎港地区、 将軍野地区、 寺内地区、 外旭川地区、 飯島地区、 港北地区、 下新城地区、 上新城地区 および金足地区
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2	河辺地区
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	雄和地区

2 各センター（公の施設の機能を有する部分に限る。）の施設は、次のとおりとする。

センター名	施設名
秋田市北部市民サービスセンター	(1) 地域文化ホール (2) 体育館

一	(3) 和室 (4) 洋室 (5) 音楽室 (6) 調理室 (7) 陶芸工作室 (8) 子育て交流ひろば
秋田市河辺市民サービスセンター	(1) 地域文化ホール (2) 和室 (3) 洋室 (4) 子育て交流ひろば
秋田市雄和市民サービスセンター	(1) 地域文化ホール (2) 和室 (3) 洋室 (4) 調理室 (5) 子育て交流ひろば

3 各センターの施設およびその附属設備の1時間当たりの使用料は、次のとおりとする。

(1) 地域文化ホール

区 分	施 設	金 額
営利を目的としない場合		無料
営利を目的とする場合	使用面積250㎡未満のもの	1,500円
	使用面積250㎡以上のもの	4,000円

(2) 体育館

区 分			金 額
営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	無料
		市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。	515円
		その他の催しに使用するとき。	1,030円
	入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。	869円
その他の催しに使用するとき。		3,042円	
営利を目的とする場合			10,866円

(3) 和室および洋室

区 分	単 位	金 額
営利を目的としない場合		無料
営利を目的とする場合	使用面積50㎡未満のもの	200円
	使用面積50㎡以上100㎡未満（現行50㎡以上）のもの	400円
	使用面積100㎡以上のもの	800円

(4) 音楽室、調理室および陶芸工作室（改正なし）

区 分	金 額
-----	-----

営利を目的としない場合	無料
営利を目的とする場合	400円

備考

- 1 (略)
- 2 地域文化ホールにおいて移動観覧席を使用する場合は1時間につき100円(地域文化ホールの使用面積が250平方メートル以上であるときは、200円)を、舞台照明器具を使用する場合は1時間につき100円を、暖房設備を使用する場合は1時間につき250円を加算する。
- 3 体育館において照明器具を使用する場合は全点灯の5分の1点灯1時間につき103円を、音響設備を使用する場合は一式1時間につき257円を、暖房設備を使用する場合は1時間につき2,000円(体育館の使用面積が1,000平方メートル以上であるときは、4,000円)を加算する。
- 4 物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1日6平方メートルにつき410円を、附属土地を使用する場合は1日3平方メートルにつき200円を、体育館内および附属土地において立ち売りをする場合は1人1日につき200円を徴収する。
- 5 調理室において調理器具を使用する場合は、一式1時間につき150円を加算する(改正なし)。
- 6 陶芸工作室において陶芸窯を使用する場合は、一式1時間につき250円を加算する(改正なし)。
- 7 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる(改正なし)。

○施行期日 平成23年5月16日から。ただし、使用の許可等に関する規定は、同年4月1日から。秋田市支所設置条例等の廃止および秋田市公民館設置条例等の一部を改正し、規定を整備する。

- 6 秋田市保育所設置条例の一部を改正する件

○改正理由

川尻保育所の民間移行に伴い、同保育所を廃止するため、改正しようとするもの

○改正要旨

川尻保育所の項を削る。

○施行期日 平成23年4月1日から

- 7 秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件

○改正理由

特定の消防事務に従事する機能別団員に支給する報酬および費用弁償額について定めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

機能別団員の報酬および費用弁償額は、次のとおりとする。

区分	報酬額(年額)	費用弁償額
災害の防ぎよおよび救助活動に従事する機能別団員	6,800円	3,000円
その他の機能別団員	3,400円	

○施行期日 平成23年4月1日から

### 「単行案」 13件

#### 8 秋田市行政の基本構想を変更する件

○秋田市行政の基本構想を変更するため、議会の議決を求めようとするもの

- 1 名称 県都『あきた』成長プラン（第12次秋田市総合計画）
- 2 基本理念

急速な少子高齢化の進行や人口減少など、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化していますが、このような社会経済情勢の激しい変化の中にあっても、次の世代に引き継ぐことができる元気な秋田市づくりを進めていきます。

秋田市を元気にし、次の世代に引き継ぐ原動力となるのは、間違いなく人そのものであり、市民一人ひとりが輝くためにも、それぞれの能力や個性を發揮しながら、自らの可能性を追い求めていける社会が求められています。

年齢や性別を問わず、自分らしくいきいきと輝いている「人」

にぎわいにあふれ、多彩な魅力に満ちている「まち」

四季の移り変わりのように彩り豊かで、心うるおう「暮らし」

市と市民が協力しあいながら、そのような人・まち・暮らしの実現を目指していくこととし、本市の基本理念を次のように定めます。

ともにづくり ともに生きる 人・まち・暮らし

#### 3 将来都市像

- (1) 豊かで活力に満ちたまち
- (2) 緑あふれる環境を備えた快適なまち
- (3) 健康で安全安心に暮らせるまち
- (4) 家族と地域が支えあう元気なまち
- (5) 人と文化をはぐくむ誇れるまち

#### 4 成長戦略

戦略1 都市イメージ「ブランドあきた」の確立

戦略2 地域産業の競争力強化

戦略3 観光あきた維新

戦略4 環境立市あきたの実現

戦略5 エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現

戦略6 次世代の育成支援

5 計画期間 平成23年度（2011年度）～平成27年度（2015年度）

※提出根拠法：地方自治法第2条第4項

9 秋田市過疎地域自立促進計画を定める件

○河辺地域に係る秋田市過疎地域自立促進計画（計画期間：平成22年度～平成27年度）を定めようとするもの

※提出根拠法：過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項、第33条第2項

10 秋田市障害福祉サービスセンターの指定管理者を指定する件

○障害福祉サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの

・指定管理者

社会福祉法人秋田育明会

・指定の期間

平成23年4月1日～平成28年3月31日

※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項

11 秋田市老人デイサービスセンターの指定管理者を指定する件

○八橋老人デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの

・指定管理者

社会福祉法人秋田市社会福祉協議会

・指定の期間

平成23年4月1日～平成26年3月31日

※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項

12 秋田市老人デイサービスセンターの指定管理者を指定する件

○旭南老人デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの

・指定管理者

社会福祉法人秋田聖徳会

・指定の期間

平成23年4月1日～平成26年3月31日

※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項

13 秋田市老人デイサービスセンターの指定管理者を指定する件

○川口老人デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの

・指定管理者

社会福祉法人晃和会

・指定の期間

平成23年4月1日～平成26年3月31日

		※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
14	秋田市老人デイサービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○外旭川老人デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者 社会福祉法人幸楽会</li> <li>・指定の期間 平成23年4月1日～平成26年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
15	秋田市老人デイサービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○河辺老人デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会</li> <li>・指定の期間 平成23年4月1日～平成26年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
16	秋田市雄和ふれあいプラザの指定管理者を指定する件	<p>○雄和ふれあいプラザの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会</li> <li>・指定の期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
17	秋田市職業訓練センターの指定管理者を指定する件	<p>○職業訓練センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者 職業訓練法人秋田中央職業訓練協会</li> <li>・指定の期間 平成23年4月1日～平成26年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
18	秋田市中高年齢労働者福祉センターおよび秋田市勤労者体育センターの指定管理者を指定する件	<p>○中高年齢労働者福祉センターおよび勤労者体育センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者 財団法人秋田市勤労者福祉振興協会</li> <li>・指定の期間 平成23年4月1日～平成26年3月31日</li> </ul>

		※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
19	秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者を指定する件	○雄和観光花き栽培園の指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 秋田ダリア栽培組合 ・指定の期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
20	市道路線を認定する件	○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの ・認定路線 5路線 延長 803.1m ・認定後の市道総延長 約 1,970Km ※提出根拠法：道路法第8条第2項
<b>「 予 算 案 」 10件</b>		
21	平成22年度秋田市一般会計補正予算（第5号）の件	○資料別紙
22	平成22年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）の件	
23	平成22年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）の件	
24	平成22年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）の件	
25	平成22年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）の件	
26	平成22年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）の件	
27	平成22年度秋田市病院事業会計補正予算（第1号）の件	
28	平成22年度秋田市水道事業会計補	

	正予算（第2号）の件	
29	平成22年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件	
30	平成22年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件	
	<b>「追加提案」</b>	
	<b>「人事案」 2件</b>	
31	秋田市公平委員会委員の選任について同意を求める件	○公平委員会委員伊勢昌弘氏の任期満了（平成22年12月25日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ・任期4年 ※提出根拠法：地方公務員法第9条の2第2項
32	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員笹村淳子氏の任期満了（平成23年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項